

平成24年度分の賃金改善実施期間について

H24年度の対象期間
2ヶ月

年度	H23年度												H24年度					
暦年	H23年												H24年					
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
サービス提供月																		
交付金支給月																		
賃金改善実施期間																		
右の①～④の期間から選択																		

賃金改善実施期間の要件

- (1) 月数は交付金支給月数と同期間
- (2) サービス提供月の初月から交付金支給終了月の翌月までの連続する期間
- (3) 各年度での重複禁止

(注) ①～④の期間から選択することになるが、平成23年度の期間と重複することはできない。